

中小企業税制が拡充・延長

商工会議所の要望が実現

昨年12月22日に閣議決定された平成22年度税制改正大綱に、「オーナー課税の廃止」が盛り込まれた。中小企業関係の租税特別措置(租特)では、中小企業投資促進税制などの適用期間が延長され、環境税の導入は見送りとなった。また、グループ法人税制では、親会社の資本金が5億円未満の子会社の中小特例が維持された。新政策において税制改正プロジェクトが大きく変わる中、日本商工会議所は政府税制調査会(税調)などでの井上裕之特別顧問・税制委員長による意見陳述や全国の商工会議所との緊密な連携による粘り強い要望活動を展開した結果、新政策下でも中小企業の経営基盤の強化を促す改正が実現した。

全国的な要望活動が結実

日商は昨年10月、全国515の商工会議所を通じて138万会員を擁する「全国的な要望活動」を展開し、政府・野党などに提出した。その後、全国の商工会議所と日商が一体となって、地元選出国会議員らに対し、積極的な要望活動を展開。その結果、新政策で最初に取りまとめられた「平成22年度税制改正大綱」では、中小企業への手厚い配慮がなされた。

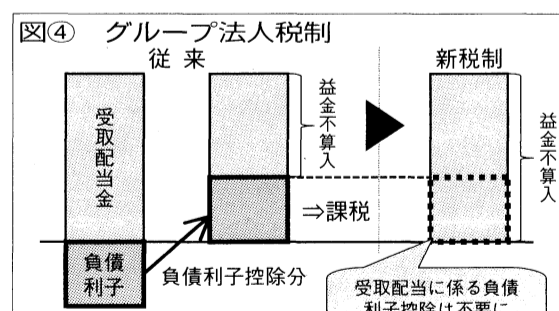
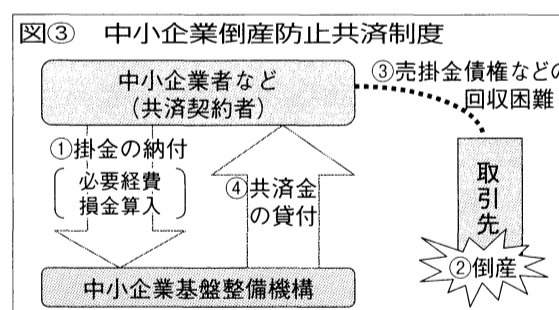
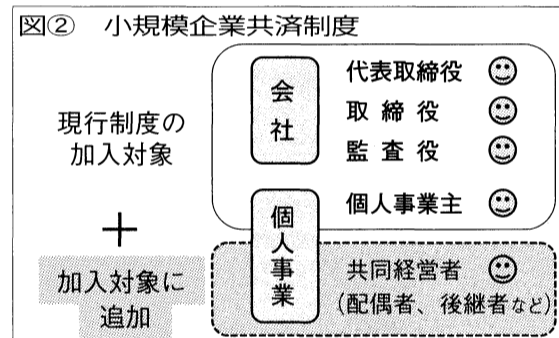
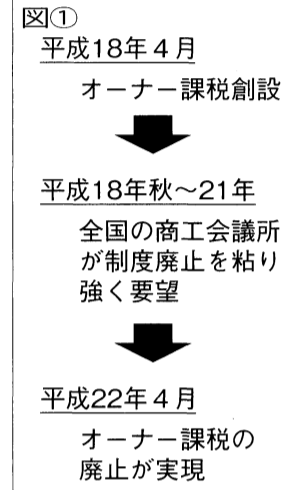
中小企業租特の拡充・延長

新政策下の税調は当初、中小企業租特といえども、期限切れとなるものの縮小・廃止を打ち出していた。だが、商工会議所の粘り強い要望活動により、中小企業への設備投資を促進する「中小企業投資促進税制の2年延長」、進税制の2年延長、パソコンなど少額投資を優遇する「少額減価償却資産特例の2年延長」、情報化投資を優遇する「中小企業等基盤強化税制の拡充」、また、経営者の役員

オーナー課税が廃止へ

特殊支配同族会社の役員給与が損金扱いに

今回の税制改正(中小企業関係税制)の大きな目玉は、18年度の制度創設以来、その廃止を粘り強く要望してきた「オーナー課税(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)の廃止(図①参照)」。これにより、22年4月1日以後に終了する事業年度から、特殊支配同族会社(オーナー



環境税の導入見送り
ガソリン税などの暫定税率の廃止に伴う財源補てん措置として急浮上した環境税(地球温暖化対策税)の導入は見送られ、23年度実施に向け、更に検討を進めることとなった。暫定税率は廃止される一方、当分の間、税率水準が維持されることになった。

住宅投資促進を図る税制の拡充
経済への波及効果が大きい住宅投資を促進するため、住宅取得等資金の贈与税の非課税枠(現行500万円)は、22年度の場合は1500万円、23年度は1000万円にそれぞれ拡大される。

く求めている。中堅・中小に配慮したグループ法人税制
所得通算を行う「連結納税制度」とは別は、18日に開会した通常国会での法改正が必要となるため、日商は現在、政府・野党に対して、その早期実現を強く求めている。

資本金が5億円未満のグループ法人間で寄附を行う場合、出小手特例(軽減税率、交は全額損金不算入、受取配当は、負債利子控除が不要となり、全額損益が不算入に。課税所得が減る結果、減り、グループ内の事業税となる企業には朗報である(図④参照)。

今後の検討事項
中小企業向けの軽減税率の引き下げ(18%→11%)や事業承継税制の拡充は、「検討事項」として23年度以降に持ち越された。また、オーナー課税の在り方や地球温暖化対策の導入、社会保障・税共通の番号制度、相統税などは、今後検討されることになった。

要望実現の道のり

平成21年10月 8日	税制改正要望決定・提出 直嶋経産大臣との懇談会で要望
16日	経済産業政策会議で意見陳述
19日～	第1次全国一斉要望(要望重点項目)
27日	税調で意見陳述 (日商、日本経団連、連合、税理士会の4団体)
30日	経産省税制改正意見決定
11月 5日	税調租特プロジェクトチームで意見陳述 (日商、日本経団連の2団体)
16日	0次査定[中小租特の縮減が提示された]
17日～	第2次全国一斉要望(中小租特の延長など)
12月 3日	第2次査定[中小租特の延長が認められた]
4日～	第3次全国一斉要望(環境税反対)
22日	「平成22年度税制改正大綱」閣議決定



直嶋経産大臣との懇談会で、岡村正会頭はじめ日商首脳が中小企業税制の拡充を要望(昨年10月8日)



意見陳述する井上特別顧問
(上) 経済産業政策会議(昨年10月16日)
(下) 税調(同27日)



増子輝彦経産副大臣(税調委員・経済産業政策会議座長、左)に謝辞を述べる井上特別顧問(昨年12月24日)

税制改正の詳細は日商ホームページ参照
<http://www.jcci.or.jp/zeisei/index.files/slide0001.html>

平成22年度税制改正のポイント

- A. 企業の競争力・成長力の強化**
1. オーナー課税(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入措置)の廃止
 2. 設備投資・研究開発の優遇
 - ①中小企業投資促進税制の2年延長
 - ②少額減価償却資産特例の2年延長
 - ③中小企業等基盤強化税制を拡充し、情報基盤強化税制対象設備を統合
 - ④中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制(増加型・高水準型)の2年延長
 3. 租税特別措置透明化法案での対応
 - ・中小企業などの実名の公表の見送り
 4. 中小企業の経営基盤強化
 - ①交際費の損金算入特例の2年延長
 - ②個人事業主の共同経営者の小規模企業共済への加入
 - ③中小企業倒産防止共済の掛金限度額引き上げ
 5. グループ法人(親会社と100%子会社)税制(創設)での中小・中堅企業への配慮
 - ①親会社の資本金が5億円未満の子会社の中小特例(軽減税率、交際費特例など)の維持
 - ②受取配当の全額益金不算入化(負債利子控除の不要化)
 - ③グループ間の寄附金は、出し手は全額損金不算入、受け手は全額益金不算入
 6. 地球温暖化対策税の導入見送り
- B. 地域経済の活性化など**
1. 住宅資金に係る贈与税の非課税枠の拡大(22年:1,500万円、23年:1,000万円)
 2. 住宅に係る省エネ・バリアフリー改修促進税制の3年延長
 3. 居住用財産の買い換えなどの場合の譲渡損失の繰越控除の2年延長
 4. 確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の容認
- C. 検討事項**
- ・中小軽減税率の引き下げは、財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯(しんじ)に検討する。
 - ・オーナー課税の在り方については、個人事業主との課税の不均衡を是正するための抜本的措置を23年度税制改正で講じる。
 - ・地球温暖化対策税は、23年度実施に向け検討を進める。
 - ・社会保障・税共通の番号制度などの導入に向け、税調にプロジェクトチームを設置し、1年以内を目途(めど)に結論を出す。
 - ・相続税は、課税ベース、税率構造の見直しについて23年度改正を目指す。
 - ・非上場株式などの信託を利用した事業承継に係る税制上の措置については、引き続き検討を行う。